告示

○政治資金適正化委員会告示第五十七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人名簿に登録した者を次のとおり公告する。

平成二十八年九月七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	登録年月日	氏名
五一一〇	二八、八、八	岩月　靖夫
五一一一	二八、八、八	岡崎　伸哉
五一一二	二八、八、八	北澤　克也
五一一三	二八、八、八	髙梨　純
五一一四	二八、八、八	髙荒　亜生
五一一五	二八、八、八	中村　勇人

○政治資金適正化委員会告示第五十八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第百九十四号）第十九条の二十四の規定に基づき、登録政治資金監査人の登録を抹消した者を次のとおり公告する。

平成二十八年九月七日

政治資金適正化委員会委員長　伊藤　鉄男

登録番号	氏名	抹消年月日	抹消事由
二四六四	横田　重信	二八、八、八	本人からの申請

○法務省告示第四百七十七号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十五号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号イの表南薩食鳥株式会社の項を削り、同表に次のように加える。

東邦金属株式会社	機械加工
大阪府大阪市中央区備後町二丁目四番九号	

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社三野宮工務店	型枠施工
宮城県栗原市若柳字福岡小谷町三十一番地三	
南薩食鳥株式会社	食鳥処理加工業
鹿児島県南九州市知覧町郡三千六百三十五番地	

○法務省告示第四百七十八号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年六月二十四日法務省告示第三百三十四号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号ハの表に次のように加える。

株式会社佐々木興業	建設機械施工
宮城県石巻市桃生町樫崎字太郎山三番地の一	
有限会社ＴＭ建装	防水施工
山形県天童市駅西五丁目四番八号	
株式会社大米建設	型枠施工、鉄筋施工
沖縄県那覇市高良三丁目一番地一	
合名会社与那原圧送	コンクリート圧送施工
沖縄県南城市大里字稲嶺九十番地の五	

○法務省告示第四百七十九号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年八月十九日法務省告示第四百二十号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号の表に次のように加える。

株式会社**總**北海	印刷
北海道旭川市工業団地二条一丁目一番二十三号	
有限会社ＫＦＴ	鉄筋施工
千葉県松戸市秋山百二番地の十二アーベントハイム松戸南一番館三百九号	

○法務省告示第四百八十号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十二年七月十二日法務省告示第三百五十八号の一部を次のように改正する。

平成二十八年九月七日

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

株式会社昭栄鉄工所	機械加工
愛知県刈谷市高津波町二丁目二百一番地	

○法務省告示第四百八十一号

出入国管理及び難民認定法第七条第一項第二号の基準を定める省令（平成二年法務省令第十六号）の表の法別表第一の二の表の技能実習の項の下欄第一号ロに掲げる活動の項下欄第二十九号の規定に基づき、平成二十四年七月二十六日法務省告示第三百四号の一部を次のように改正する。

法務大臣　金田　勝年

第二号ロの表に次のように加える。

日信鉄筋工業有限会社	鉄筋施工
福島県石川郡平田村大字駒形字長岡四十二番地	

○法務省告示第四百八十二号

戸籍法第百十八条第一項の規定により、次の村長を電子情報処理組織によって戸籍事務を取り扱う市町村長に指定する。

この指定は、平成二十八年九月二十四日から効力を生ずる。

平成二十八年九月七日

法務大臣　金田　勝年

青森県東津軽郡蓬田村長

○外務省告示第三百四十四号

平成二十八年八月二十八日にナイロビで、ケニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　三億円

3　署名者

日本側　岸田文雄外務大臣

ケニア側　ヘンリー・Ｋ・ロティッチ財務長官

平成二十八年九月七日

外務大臣　岸田　文雄

○外務省告示第三百四十五号

平成二十八年八月二十八日にナイロビで、ケニア共和国政府に対する贈与に関する次の概要の書簡の交換がケニア共和国政府との間に行われた。

1　協力の目的及び内容　経済社会開発に係る計画等を実施するために必要な両政府の関係当局で合意する生産物及び役務の購入

2　贈与額　七億円

3　署名者

日本側　岸田文雄外務大臣

ケニア側　ヘンリー・Ｋ・ロティッチ財務長官

平成二十八年九月七日

外務大臣　岸田　文雄